

平成 2 6 年 3 月定例会

公立岩瀬病院企業団議会会議録

平成 2 6 年 3 月 2 7 日

平成26年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

平成26年3月27日(木)

議事日程第1号

平成26年3月27日(木曜日) 午後2時 開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第1号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例

第4 議案第2号 平成25年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算(第2号)

第5 議案第3号 平成26年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算

出席議員(10名)

1番 石堂正章 議員	2番 須藤政孝 議員	3番 円谷 寛 副議長
4番 荒井裕子 議員	5番 塩田邦平 議員	6番 長谷部一雄 議員
7番 加藤和記 議員	8番 森 清重 議員	9番 丸本由美子 議員
10番 菊地忠男 議長		

遅参通告議員

なし。

欠席議員

なし。

説明のため出席した者

企業長	伊東幸雄	総院長	吉田直衛
院長	三浦純一	副院長	大谷 弘
副院長	安達恵美子	事務長	菅野俊明
医事課長	有賀直明	総務課長	塩田 卓
病院建設対策室長	鎌田大輔		

欠席した者

なし。

午後2時00分 開会

議長（菊地忠男君）

皆さん、こんにちは。

ただいまより平成26年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席議員、遅参通告議員はございません。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書並びに定期監査の結果報告書が提出されております。印刷の上、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（菊地忠男君）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、円谷寛副議長、荒井裕子議員、塩田邦平議員を指名いたします。

この際、日程第3、議案第1号から日程第5、議案第3号までの議案3件を一括して議題といたします。

あらかじめお願いいたします。説明・質問及び答弁に当たっては、議席で起立の上、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

企業長。

企業長（伊東幸雄君）

企業長の伊東でございます。よろしく願いをいたします。

本日、平成26年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には、年度末何かとご多用のところをご参集いただきました。まことにありがとうございます。

今期定例会におきましては、ただいま一括議題となりました平成26年度病院事業会計予算など、議案3件につきましてご審議をいただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ちまして、病院事業の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、東日本大震災からの復旧工事の関係でございます。昨年12月の外来棟のオープンから、はや4カ月近くが経過をしておりますが、幸い大きな混乱もなく地域の皆様にご利用いただいております。これまで、旧外来棟の解体工事まで計画どおりに進んでおりますが、この後、駐車場の増設を含めます屋外環境整備工事を予定しております。整備をされますと、駐車可能台数が、現在140台ですけれども、約70台増加をいたしまして210台ほどの規模となります。これによって、課題となっておりました混雑時の満車状態が相当程度緩和され、ご利用いただきやすい環境が整うものと考えております。

なお、工事施工に当たりましては、工事区画を2つに分割をいたしまして、片側を交互に利用しながら連続的に進める形となります。このため、工事期間中は駐車場の利用に一定の制限がございます。安全を確保して進行管理に努めながら、8月のグランドオープンを目指してまいりたいと考えております。

次に、病院経営の根幹となる常勤医師体制でございます。本日現在は21名の常勤医師体制となっておりますが、4月、新年度から、まずは岩手県の県立病院から糖尿病の専門医1名、さらに福島県立医科大学整形外科から1名の、合わせて医師2名の増員がされます。このほか、外科医師1名につきましても、4月から勤務日数がふえましていわゆるフルタイムでの常勤勤務となっております。さらには、現在招聘に向けた動きをいたしまして、小児科医師1名につきましても、4月中の着任に向けまして協議を進めておりますので、現在は常勤医師21名体制でございますけれども、常勤医師、4月中には24名体制と、医療提供体制が充実することを見込んでおります。

次に、吉田総院長でございますけれども、昭和58年4月から31年間の長きにわたりまして、当院に勤務をいただいて地域医療を支えていただきましたけれども、

この3月末をもって定年退職ということになります。平成14年7月からは院長として、その後総院長の立場でさまざまな課題解決に取り組み、現在の企業団への組織形態の移行や、新病棟建設、東日本大震災からの復興にもご尽力いただきましたが、定年退職後も当院での勤務をご了承いただいております。

これまでのご功績に鑑みまして、当企業団規則に基づいて、吉田総院長には退職後、名誉院長の称号を贈ることとしております。今後、吉田総院長には地域のため、また病院のため、健康に留意をされまして一層のご活躍をされますようにご期待申し上げます。

なお、これに伴いまして、現在1名欠員となっております副院長を3名体制といたします。今後とも、引き続き常勤医師の招聘が喫緊の課題でございますので、福島県立医科大学への派遣要請とあわせて、関東圏など県外の大学病院へも招聘活動を続けてまいります。

このほかの医療技術員でございますが、増員を図っております。まず、栄養食事指導が実施できる管理栄養士を増員いたしております。患者サービスの向上を図ってまいりたいと思います。また、リハビリテーションの技士を増員いたしております。現在、毎週土曜日に機能訓練を実施できる体制としておりますけれども、術後の早期のリハビリへの介入によって早期離床、早期回復を促しまして在院日数を短縮するなど、治療効果を上げていくことを期待しております。

また、外来棟のオープン時から新たに鍼灸室を稼働しておりますが、一定の評価をいただき患者数が増加をしております。そのため、鍼灸師を現在の1名から2名体制といたします。これによって、いわゆる西洋医学と東洋医学に属する鍼灸の相乗効果にも期待をしております。

次に、公立岩瀬病院中長期計画の進捗状況でございます。本件につきましては、あす28日でございますけれども、中長期計画評価委員会を開催していただきまして、2年度目の取り組みについて評価を行う予定としております。本計画の中で、病院運営の4つの基本方針と取り組むべき7つの重点課題を打ち出しまして、全職員で改革、改善に取り組んでおりますけれども、26年度が計画3年目となりますことから、策定をいたしました計画と現状をよく分析をいたしまして、また、そのほかに外部環境の情勢なども踏まえながら、掲げてまいりました数値目標との乖離など、新年度は中長期計画の課題を点検し、必要な対応を図るためにプロジェクト

チームを立ち上げたところでございます。有識者の助言もいただきながら、計画の改定や、今後の課題でございます独立行政法人化に向けた検討などに着手をしてみたいと考えております。

引き続き、議員皆様方の特段のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、平成25年4月から26年2月までの病院運営についてでございます。まず、患者数の状況ですけれども、入院が6万1,429人ということになって、これは前年度同期と比較いたしまして748人の減というふうになります。外来患者が5万9,420人で、こちらは前年同期と比較して5,014人の減というふうになります。結果、2月末現在の医業収益が36億744万円余りとなる一方、経常経費が41億7,414万円余りとなっております。ただ、今月中には構成市町村から医業収益として不採算医療分、ホールボディカウンタ運営費分、合わせまして3億2,930万円余りが入金されることともなっておりますが、こういった厳しい状況を踏まえまして、年度当初から取り組んでまいりました常勤医師招聘につきましては、結果として外科医師1名の増が図られた一方で、研修医1名が研修終了とともに減となっておりますので、数の上で見ますと年度当初と同数で推移をしております。したがって、引き続き新年度に向けての最大の課題として、医師招聘に取り組んできたところでございます。

限られた医療資源を最大限、地域医療に生かす体制をとりながら、残る3月につきましても、最大限の努力をしてみたいと思っております。

次に、議案第3号「平成26年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」についてでございます。

初めに、予算編成に当たりましての基本的な考え方について申し上げます。大きな要因として、地方公営企業会計制度の見直しというものが行われまして、新年度4月1日から新しい会計基準が適応されることとなりました。これに伴いまして、退職給与引当金を新たに計上する必要が生ずるなど、幾つか会計処理を導入しております。さらには、先ほど申し上げました常勤医師など、現状の医療提供体制をもとに収入見込み額を精査し、その中で診療体制や医療機能の充実を図るための予算編成作業を進めてまいったところでございます。

幸い、先ほど申し上げたとおり、新年度におきましては常勤医師の増員が図られます。また、24年4月から諸般の事情で火曜日を外来休診をしておりました小児

科につきまして、厳しい現状ではございますけれども、既にこの3月4日から火曜日も診療を行っております。

さらに、予算と連動したバランストスコアカードというものを導入いたしまして、これは財務、顧客、業務プロセス、学習と成長という4つの視点から、より実効性のある業務、財務の改善を目指すことというものでございますけれども、この導入を図ってまいります。

さらに、新たな病棟、外来棟、医療機器を最大限に活用することなどを前提といたしまして、収益的収支のうち、収入にかかわる積算基礎となる入院患者数を7万4,460人、これは病床稼働率にいたしますと85%ということになります。また、一日あたりにしますと204人ということになります。外来患者数は8万7,840人、これは一日あたり360人と見込んで、そこに診療単価等を勘案し、総額52億846万円余りとするものでございます。この額は、前年度当初比では約8.2%、3億9,448万円余りの増となっております。

支出でございますけれども、新たな施設整備、医療機器の導入によります減価償却費が増加をいたします。さらには消費税の増税など厳しいものとなっておりますけれども、勤務医師の増員のほか、医療技術員による医療提供体制の充実並びに7対1看護体制の堅持や、医師事務作業補助員の増員など医療資源を効率的に活用した中で、最大限の医療活動を提供していく体制といたしまして、引き続き経費削減にも努めながら、収入見積額と同額とするものでございます。

今期定例会には、ただいま申し上げました「平成26年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」のほうも含めまして、計3件の議案を提案しております。詳細につきましては、この後、事務長から説明を申し上げますので、慎重にご審議の上、速やかな議決を賜りますようお願いを申し上げます。

よろしく願いをいたします。

議長（菊地忠男君）

事務長。

事務長（菅野俊明君）

それでは、ただいま議題となっております議案について、私のほうから第1号から第3号までの3件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

企業長の給料月額につきまして、前年度に引き続き、平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日）まで、これについて10%減額をし、68万6,000円、これを61万7,400円に改めるものであります。ただし、平成26年6月及び12月に支給する期末手当の基礎となります給料月額は、68万6,000円とするものでございます。

新旧対照表をごらんください。この附則第2項を、網掛けのところで示しているとおり改正するものでございます。この条例につきましては、平成26年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第2号「平成25年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）」ですが、これについてご説明いたします。

これは、平成25年度の公立岩瀬病院事業会計予算につきまして、福島県地域医療再生臨時特例基金補助事業、これに基づきまして緊急医療体制強化事業として、これは県外からの支援医師の件費に対する県の補助金になりますが、これについて予算計上したいため、これの収益的収入及び収益的支出予算について補正増をするものであります。

補正内容につきましては、1ページの第2条として、収益的収入の第2項「医業外収益」のうち福島県補助金を1,852万5,000円増額いたしまして、3億3,487万2,000円に、その下の収益的支出の第1項「医業費用」のうち、医師報酬を1,852万5,000円増額し、42億9,991万1,000円に補正増するものでございます。

第3条として、予算第7条に定めました「職員給与費」を1,852万5,000円増額いたしまして、26億5,477万1,000円に、第4条のほうで、予算第8条に定めました「補助金」を1,852万5,000円増額しまして、1億3,891万2,000円に改めるものであります。

なお、2ページから3ページは補正予算実施計画、4ページは資金計画の補正、5ページは給与費のうち医師報酬の補正増に係る給与費明細書の補正でございます。説明は重複いたしますので、省略をさせていただきます。

次に、議案第3号「平成26年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」について、ご説明いたします。

まず、平成26年度予算編成に当たりましては、先ほど企業長から説明もありましたように、地方公営企業会計制度の見直しが適用されます。この4月1日から新会計基準が適用されることとなっております。

お手元に配られている参考資料をごらんいただきたいと思います。

地方公営企業会計制度の見直しということで、見直しの経緯、背景、基本的な考え方等について示しているとおりでございます。内容については割愛させていただきますが、これは、昭和41年以来大きな改正がされていりませんでした。国際基準を踏まえた運用がされている企業会計制度との整合を図り、公営企業の経営状況をより的確に把握しようということで見直されたものでございます。内容の主なものは、4ページで示されていますように、補助金等により取得した固定資産の償却制度や退職金などの引当金の計上、減損会計、キャッシュフロー計算書の義務づけ、こういった内容となっております。順次、該当する部分について、またご説明をしたいと思います。

それでは、予算書の1ページをごらんください。

第1条、総則についてであります。この事業会計の見直しについて簡単に触れております。そして、第1条の総則についてでございますが、常勤医師につきましては、前年度当初比2名増の23名体制、7対1看護体制の維持を図る、また外来棟建設に引き続き駐車場・外構整備事業、また今回、今年度導入いたしました320列CTを活用した、名古屋大学との画像診断による連携医療の事業、鍼灸室の拡充、引き続きホールボディカウンタによる継続的な検査の実施など、診療体制及び医療機能の充実を図る予算編成としております。

第2条、業務の予定量についてであります。 (1) の稼働可能な病床数というのは前年度と同じ240床です。 (2) の年間患者数は、病床稼働率を85%、入院外来比率を1対1.75と積算しております。入院を7万4,460人、一日当たり204人、外来を8万7,840人、一日平均360人とし、診療単価につきましては、入院4万3,000円、外来を1万3,000円と見込んだものであります。

次に、主な建設改良事業であります。医療機器購入費6,000万円、この内容の主なものとしては、320列CTのバックアップ料とサーバーの導入、麻酔薬自動記録装置、ポータブルの装置の購入などが主な内容でございます。施設整備費、

これは駐車場、外構等の工事のほか、25年度の繰り越し分として植栽関係の工事、駐車場ゲートシステムの導入など3,000万円としてございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。収入の第1款「病院事業収益」は53億2,961万6,000円、前年度当初予算額と比較して5億1,564万円の増としております。この増の主な理由は、入院・外来患者数の増を見込んでおります。この収益が3億7,400万円余りの増としてございます。また、新たな会計基準による会計処理が4月1日からスタートするため、これにより医業外収益の中で「長期前受金戻入」、この科目が増えまして、この分として新たに1億2,100万円余りの増となる見込みであります。

一方、支出の第1款「病院事業費用」は74億8,894万8,000円で、前年度当初予算額と比較して26億7,497万2,000円の増となっております。この増の主な理由は、看護師、医療技術員の増員、職員給与費が1億2,600万円、材料費、経費が約1億8,000万円、減価償却が1億1,400万円余りの増となっております。また、新会計制度によりまして、新たに退職給付金の引当金、6月ボーナス支給ごとに賞与引当金、法定福利費引当金、この引き当てが義務づけられておりますので、これに係る費用計上として特別損失として22億6,000万円ほど新たに計上したことによる増加でございます。

これにより、収支差し引きとして21億5,933万2,000円の損失計上予算と一応なりますが、この損失については、新会計基準以降この会計処理に基づく法定義務の計上でございまして、現金収支に直接関係するものではありません。このことは改めてご承知おきいただきたいと思います。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額は、「資本的収入」が2億576万円、前年度当初予算と比較しまして6億9,485万1,000円の減となっております。「資本的支出」も3億7,280万2,000円で、前年度当初予算と比較しまして9億5,206万円の減となっております。この減の主な理由は、中央診療棟・外来棟復旧事業の完了による支出の減と、その財源として企業債、補助金の減によるものでございます。内容について、3ページからの予算実施計画においてご説明いたします。

次に、2ページをごらんください。第5条の企業債につきましては、医療機器整備事業及び駐車場の整備事業に充てるため、起債の限度額を9,000万円、起債

の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

第6条の一時借入金の限度額は、前年度と同額の2億5,000万円と定めるものであります。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、給与費28億2,306万9,000円及び交際費105万円の2項目について定めるものであります。

第8条の補助金は、国及び福島県並びに構成市町村からの補助金について、(1)から(4)までの記載のとおり定めるものであります。

第9条のたな卸資産購入限度額は、薬品費、診療材料費、給食材料費等のたな卸資産の購入に係る限度額を定めるもので、10億円と定めるものでございます。

以上が、議案となっております。

それでは、3ページについてごらんください。予算の実施計画についてご説明いたします。

初めに、1款1項1目の入院収益でございます。これは一日平均患者204人、診療単価4万3,000円を基礎として積算した内容で、32億178万円とするものです。これは当初予算と比較しまして、9,928万円の増としております。

次に、2目外来収益です。一日平均患者数360人、診療単価1万3,000円を基礎として積算しております。11億4,192万円、これは前年度当初予算と比較して2億7,523万2,000円の増としております。

3目、その他医業収益、2億7,929万1,000円は室料差額収益のほか、備考に記載のとおりでございます。

4目、他会計繰入金、2億4,533万7,000円は救急医療、共済組合追加費用などの不採算医療に対する構成市町村からの繰入金であります。これは前年度当初予算と比較して、1,483万1,000円の減となっております。

次の、5目から7目の訪問看護、指定居宅介護及び地域包括支援センターにつきましては、今度の新会計からこの収益・支出ともに、今までは医業外収支で計上しておりましたが、4月からは医業収支に変更いたします。予算額は記載のとおりでございます。

次に、2項の医業外収益であります。主なものについてご説明いたします。2目、他会計負担金、1億7,684万1,000円は、いずれも構成市町村から負

担していただく負担金でございます。病院規約に基づく企業債の利子として、出資金2,821万4,000円、病院企業団費・高等看護学院運営費としての分賦金7,252万9,000円、またホールボディカウンタ運営に係る負担金7,609万8,000円でございます。

6目、長期前受金戻入、1億2,115万6,000円につきまして、これも新たな会計処理方式になりますけれども、これは償却資産取得に伴う補助金については長期前受金として、これまでは繰延収益として計上し会計処理していたわけですが、減価償却見合い分を順次収益化して処理するということになっておりますので、その計上のものがございます。

次に、4ページをごらんください。支出についてご説明いたします。

1款1項1目給与費は、26億5,976万8,000円であります。これは医師19人、看護師203人、医療技術員46人、事務職23人及び技能労務職9人の給料、手当及び法定福利費を初め、非常勤医師の報酬、臨時職員の賃金などがございます。前年度に比べ1億2,693万3,000円の増となっております。これは職員の増、給料手当賃金の増と非常勤医師の報酬増でございます。

次に、2目、材料費、8億4,405万7,000円、これは薬品費、診療材料費、給食材料費の経費でございます。前年度より7,405万7,000円の増としております。この増の理由は、昨年12月から検査科の、これまで外注方式で行っていましたが、外来棟のオープンとあわせて自主運営方式に切り替えました。このことによって、新たに独自に試薬を取り寄せることとなりました。この分が大きく増えたことによるものがございます。

次に、3目、経費、9億439万円は、光熱費や燃料費、医療機器の賃借料、医事業務、施設維持管理、清掃業務の委託費、職員共済負担金が主な内容となっております。前年度に比べ1億679万4,000円の増となっております。この増の主なものは電気料金の値上げ、この跳ね返り分、あと光熱費、電気、通信、空調等諸設備の委託料、新外来棟に係る維持管理費の増、それと消費税増税による分でございます。

5ページの4目、減価償却費、3億8,258万1,000円は、建物のほか備考に記載のとおり定額法により償却するものであります。前年度に比べまして、1億1,446万1,000円の増でございます。これは、新外来棟に係る減価償却

分の増となった部分でございます。

5目、資産減耗費、50万1,000円は、使用に耐えない器械部品を用途廃止するために要する固定資産の除却分でございます。

6目、研究研修費、1,817万1,000円は、医師、医療技術員及び看護師の学会、研修、研究会に出席するための旅費等の経費でございます。

次に、5ページから7ページ、7目から9目の訪問看護費等の費用につきましては、先ほど収益のところでご説明したとおり、これまでは医業外費用としていましたが、医業費用に組み替えて計上したものでございます。予定金額は記載のとおりでございます。

次に、2項、医業外費用、1目の支払利息及び企業債取扱諸費、7,376万4,000円。これは25年度末までに借り入れた企業債の利子の分でございます。

2目、長期前払消費税勘定償却、700万は、現金支出を伴わない費用でございますが、病院事業は非課税売り上げ割合が大きいですので、決算時の消費税の経理におきまして、支払った建設改良費に含まれる5%の消費税は損税として処理しなければなりません。21年・22年度の6・7病棟改築事業費及び23年度から25年度の災害復旧事業費の消費税分につきましては、地方公営企業法施行規則に基づきまして、この固定資産の繰延資産に経理をして、20年間で償却していくということで計上したものでございますので、1年分の償却分の計上としております。

なお、今まで繰延資産として処理、計上しておりましたが、今後につきましても、新会計基準によりまして繰延資産から繰り延べできるのは災害損失、これのみということになりましたので、この繰延資産につきましては、固定資産の投資その他の資産の長期前払消費税勘定に変更となります。この償却科目名が繰延勘定償却から長期前払消費税勘定償却、これに変更になったものでございますが、これも貸借対照表のほうにあらわれている数字になります。

次に、3目、感染症病床費、252万4,000円は、感染症病床6床に要する備品、維持管理費に要する経費でございます。この財源につきましては、補助金をもって充てることにしております。

4目の病院企業団費179万5,000円は、議員及び監査委員の報酬及び委託費、病院企業団の運営に要する経費でございます。

次に、7ページから8ページにかけての5目、高等看護学院費、9,809万円、

これは教務員11人の人件費のほか、備考の記載のとおり学院運営に要する経費でございます。ホールボディカウンタ費6,167万1,000円は、前年度に引き続きまして、ホールボディカウンタ車による内部被曝検査に要する経費でございます。

8目、雑損失については、存目計上でございます。

9目の消費税及び地方消費税600万円は、主に自由診療費に係る分について納める消費税でございます。

3項の特別損失、過年度損益修正損6,000万円、これは前年度に引き続きまして、過年度の退職者に係る退職金不足額を負担するものでございます。

5目その他特別損失22億8,048万8,000円は、先ほど述べましたように、新会計基準に係る分でございます。退職給付引当金、これは正職員に対する部分なんです。21億5,464万9,000円、あと賞与引当金としまして1億776万4,000円、法定福利費引当金1,807万5,000円であります。この賞与引当金は6月に支給される分、この決算月が前年度25年度の12月から該当する分の計上となりますので、12月から3月までの25年度分を引き当てなさいという義務づけとなっておりますので、これらの具体的な現金等を伴わない計上ではありますが新しい基準として計上しております。

次に、9ページ、資本的収入の総額でございます。2億576万円でございます。

1項1目の出資金、1億1,575万9,000円は、企業債の元金に係る構成市町村からの出資金であります。

2項1目、企業債、9,000万円は、医療機器購入分6,000万円と施設整備費に係る3,000万円の借入金でございます。

3項1目の補助金、これは存目計上であります。

次に、資本的支出の総額3億7,280万2,000円でございますが、これは企業債償還金(元金)ですが、2億6,192万9,000円。前年度と比較して4,864万6,000円の増でございます。

2項1目、建設改良費、2,087万3,000円は、職員3名の人件費、その他建設改良に要する旅費や雑費等でございます。

2目、資産購入費6,000万円は、医療機器の更新、施設整備費3,000万円は、駐車場関連整備費でございます。なお、資産購入費、施設整備費、どちらも

起債を充当することとしております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,704万2,000円ですが、1ページのほうに記載してありますとおり、過年度分損益勘定留保資金で補填する予定でございます。

次に10ページをごらんいただきたいと思います。

これは、今年度25年度分予定の損益計算書でございます。最下段から5行目の当年度の経常損失見込みは2億8,510万円、これと過年度の退職金の不足徴収分による特別損失8,000万円計上、この内容で見込んでおります。外来、入院患者数の減少による収益の減が主なものということで考えております。

次に、11ページから12ページの予定貸借対照表につきましては、説明は省略させていただきますが、これは25年度分の貸借対照表につきましては、従来 of 会計制度に基づくものでつくっております。

次に、新会計により変更となった点につきまして、ご説明いたします。13ページ、平成26年度予定の貸借対照表でございます。主な内容だけ説明しますが、まず、控除対象外消費税額、これは25年度の予定のところには示されているんですが、新会計基準によりまして、これは固定資産のほうに計上しなさいということになりまして、1の(3)、投資その他の資産、イ、長期前払消費税として計上してくださいということになります。償却の方法については、これまでの会計処理と同じであります。

次に、借入金であります企業債、これについても記載、処理の仕方が変わっています。今までは資本金の借入資本金で経理していましたが、新会計基準によりまして、これを負債として、14ページのほうになりますが、固定負債(当年度償還金を除いた額)になりますが、流動負債と固定負債に分けて計上しなさいということになってございます。

次に、引当金の計上が義務づけられました。これも14ページの5の流動負債、(4)引当金、賞与引当金と法定福利費引当金を計上しております。

あと、退職給付引当金、これは今年度末の在職職員に係る退職金所要額、総合事務組合への負担金不足金を合わせた金額を、固定負債として引き当てしなさいということでございます。それと、賞与引当金と法定福利費引当金ということで計上してございます。

それと、建設改良工事等の財源である補助金につきまして、今までは資本の剰余金に経理され補助金として累積されていたものを計上していました。新年度の会計基準からは、これは負債の部の繰越収益に経理をし、この補助金についても減価償却相当分として償却して、この額を、3ページにあります医業外収益、これは長期前受金戻入は損益計算書のほうに計上しなさいということで、医業費用の減価償却と相殺する形で計上しなさいという内容になってございます。

以上が、新会計による会計処理が変更になった部分でございます。

次に、今後の処理予定(案)でございますが、今回の法改正によりまして、資本金の額の減少が認められております。14ページの下の方の4行目でありまして欠損金見込み額、これは累積額ということになりますが、45億1,966万7,000円。これは自己資本金で補填して構わないということになってございますので、これは構成市町村と協議した後に、本会議で補填の議案について改めて提案をしたいと考えております。以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

次に、15ページ、16ページにあります予定資金計画と予定キャッシュ・フロー計算書でございます。16ページをごらんいただきたいと思います。

予定キャッシュ・フロー計算書は、これはもう新会計基準によるもので義務づけられた財務報告の一つでございます。新しく新年度から表示するものでございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、上段のほうは業務活動によって生じた損益のうち、実際に現金預金の受け取りや支払いが生じない損益を加減して、損益についてキャッシュベースで直しているものでございます。

支払利息以降の欄は、業務活動により実際に獲得した現金、実際に流れた現金とか預金を示しているものでございます。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得あるいは償却、除却、これによる受け払いした現金預金を示す内容になります。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、出資金や借り入れ、返済等、これによりまして受け払いした現金預金そのものを示すものでございます。

この結果、最下段から3行目にありますとおり、26年度で資金増加予定額は4,499万3,000円と予定しております。期首残高(25年度の資金残高見込み額)、これが4億978万3,000円で予定しておりますので、26年度期末残高につきましては4億5,477万6,000円を予定しているものであります。

この残高につきましては、15ページにあります予定資金計画の記載の金額と一致しております。

次に、17ページをごらんいただきたいと思います。給与費明細書であります。

1、総括の職員数でございますが、一般職員は医師、看護師等合わせまして321人、前年度と比較して9人増となっております。これは、先ほどの予算実施計画の給与費でご説明いたしましたとおり、主に看護師、医療技術員の増によるものでございます。また、給料、手当、賃金及び法定福利費の合計では、2ページの職員給与費にありますとおり、1億2,182万3,000円増の28億2,306万9,000円となっております。

次に、18ページをごらんください。18ページから19ページまでが、給料及び手当の状況でございます。職種別で示しておりますが、医療職の(一)は医師、(二)は医療技術員、(三)は看護師となっております。給料及び手当の状況については記載のとおりでございます。

以上、議案3件につきまして、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(菊地忠男君)

これより、議案第1号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(菊地忠男君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(菊地忠男君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例

の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(菊地忠男君)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「平成25年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算(第2号)」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(菊地忠男君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(菊地忠男君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号「平成25年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(菊地忠男君)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成26年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、塩田議員。

5番（塩田邦平君）

医業収益のことについて、お伺いをさせていただきたいと思います。細かい数字ではなくてざっくりとですが、全体的に入院患者数も、それから外来者数も減っているというような状況がご報告を受けました。新年度予算の中では大分プラスに見込んでいるという状況でありますので、一般管理費等なんかも大分膨らんでいきますので、入院も外来も多分増えるんであろうというその根拠についてお示しをいただきたいというふうに思います。

議長（菊地忠男君）

ただいまの5番塩田議員の質問に対して答弁をお願いします。

事務長。

事務長（菅野俊明君）

ざっくりということ言えば、診療報酬の改定が4月から実施されます。これは、前回の診療報酬の改定はかなり急性期病院で評価されたんですが、前回以上ではないんですが、改定による収入増が見込まれる分がありますので、それが一つ。一番大きな収益増の医師体制が、常勤で内科、整形外科、あと小児科の医師が4月中旬に新たに着任予定で今協議をしているところですが、常勤医3名が増えること。そのほかに外科医の先生が、これまで3日間外来の支援で来ていただいていたんですが、この外科の先生につきましても常勤で新たに職員として来ていただけることになりましたので、この医師体制増による収益増、これが大きい要因として見込んでおります。

以上です。

5番（塩田邦平君）

了解しました。

議長（菊地忠男君）

ほかにございませんか。

9番、丸本議員。

9番（丸本由美子君）

先ほどの説明で再度確認をさせていただきたいんですが、1ページの3条の支出

のところ、1款2項の医業外費用、前年度予算と比較してマイナス計上になっているんですが、これは先ほど事務長のほうからもありましたとおり、新しい会計の制度によりなったものと理解してよろしいかどうか、お願いいたします。

議長（菊地忠男君）

ただいまの質問に対して答弁をお願いします。

事務長。

事務長（菅野俊明君）

そのとおりでございます。会計項目が移動したことによるものでございます。

議長（菊地忠男君）

丸本議員。

9番（丸本由美子君）

先ほど、塩田議員のほうからもお話ありましたが、今回、病床稼働率また入院外来比率等の根拠というものが示されたわけですが、実際に医療等の収益それから医業費用について、全体的にこれまで赤字を積み上げてきた部分というのがあると思うんですが、その改善見込み、現在こういう形で新たな病院体制になって、診療棟等もできましたからスタートするに当たっては、これまでの分というものを返しながらということになると思うんですけど、そのあたり、毎年毎年のもものが膨らんでいくのか、それとも減らしながらやっていくのかということについて、少しお伺いしたいと思います。

議長（菊地忠男君）

ただいまの質問に対して答弁をお願いします。

事務長。

事務長（菅野俊明君）

今の累積の赤字分、これは数字としては赤字分の累積でございますので、当然、数字上、会計上は増えていくものでございますが、実は現金の支出に伴わない分でございますので、今度の新会計基準を導入して、資本のところでは、これはプラスマイナスして消し込みができるということが認められていますので、これはこの議決を得た上で処理ということになりますので、これは改めて市町村とも協議して提案をしていきたいというふうに考えております。

なお、毎年度、毎年度のこの収益を何とか黒字にして、その分は会計上消し込み

に係るような形で切り替えていきたいと、これが基本的な営業の経営上のあるべき姿というふうに考えております。

議長（菊地忠男君）

9番、丸本議員。

9番（丸本由美子君）

以前、この企業会計、なかなか読みづらくというか、先ほど事務長からお話ありました累積赤字のほうについての現金を伴わないということで、大倉議員が議会議員のときに説明を受けた段階でわかりづらかったんですが、今回新たな企業会計になると、今、ご説明あったようにその分が明らかになって、そして病院経営の改善が目に見えて数字的にもわかるようになるということなので、理解したところなので、その経営の改善について努力をしていただくようお願い申し上げます。

議長（菊地忠男君）

ほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（菊地忠男君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（菊地忠男君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第3号「平成26年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（菊地忠男君）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成26年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

平成26年3月27日 午後3時 閉会